

日時：

平成17年3月4日(金曜日)
午前10時00分～午後12時00分まで

場所：

7A会議室

出席者：

[委員] 湊本委員・小寺委員・江南委員・川端委員・北村委員・中谷委員・見上委員・中田委員・中委員・西尾委員 10名
[県] 秋山県民文化生活部次長・中野県民生活課長・梅村参事・石河消費生活センター所長・金澤課長補佐・辻井主幹・湯木副主幹・中島主任主事

議題1

「滋賀県生活協同組合連合会、JAしが女性協議会および滋賀弁護士会による滋賀県消費生活条例改正についての提案」について(事務局報告)

会長： 3団体連名の条例改正についての提案について、要点は、この提案の2頁以降にいくつかの項目が挙がっている。中身は、かなり法律的な部分にも関わることもあり、いま紹介があった条例改正案については、ワーキンググループでの検討がいろいろあると思われ、その検討の途中で、それに対する中間報告なりで紹介もしたいと考えている。

それでは、今日の主たる議題は、「滋賀県における今後の消費生活のあり方について」報告の素案が資料2で配布されている。これまでの議論を基本的にまとめたもので、まとめの考え方も含めて、事務局の説明を願いたい。

議題2

素案「第2 消費者政策の基本的な考え方」について(事務局説明)

会長： 基本的な考え方の部分と、残っている部分とを分けて考えたい。

6頁までの前置きの部分は、現状認識にかかる部分で、これの表現については、世界観の議論になり、あまり得策ではないので、今後のあり方について、今日は集中的にご議論いただきたい。

まず、「第2 消費者政策の基本的な考え方」について、前提となる箇所が項目1で、消費者と事業者をどう捉えるのかということであるが、情報の質および量に関する、あるいは交渉力を含めた格差というものがあり、それを是正するというのが消費者政策の前提的な基礎にあたるという認識を示している。

項目2については、「保護」から「自立」の支援へという、法律に合わせた考え方になるということである。

項目3では、消費者の権利というものをより具体的に、项目的にも増やして考えるべきではないかということ述べている。

項目4で、消費者の役割、あるいは消費者団体の役割、事業者の役割等を、この分野にかかわるアクターの役割が順次述べられている。最後に各アクターが、連携をとらなければならないことまで示しているということである。

今日、急に素案を見ていただき、さまざまなご意見をいただきたいという、若干厚かましいお願いになるが、その点をご容赦いただき、基本的には今まで議論してきたことに重なるので、今日は、内容や表現など含めて、ご意見を承りたい。

委員： 消費者から見れば、昭和43年頃の企業との関係は、大きな格差のあった時代だったと思うが、そんな

時代に、国が「消費者保護基本法」を制定し、法ができた頃は消費者の権利だけでは認められないという時代であったと思う。それが今、消費者の保護が取れ、今度は消費者の権利を明確化された。企業のあり方自体がずいぶん変わってきたと思う。だから、企業の情報の提供のしかたというのは、もっと消費者がわかるようにしてもらいたい。環境問題にしても、これが環境のためになるのだという情報提供なり、企業の表示の仕方が今後望まれていくのではないかという気がする。消費者が理解できる情報の提供の仕方を企業に取組んでもらいたい。

会長：昭和43年当時、もともと「保護」で始まったのは、権利を書いても、おそらく社会的にはほとんど具体的な効果はないという認識だったので、「保護」というように、まず設定せざるを得なかったが、社会が変わり、企業も変わり、消費者も変わっていったなかで、一方的な保護という点だけを強調しなくてもいいということになったが、いやしかし、という趣旨の発言だと思う。

事業者自身もかなり変わってきたというのは確かだが、商品の多様化であるとか、情報、メディアの多様化等があって、商品情報、企業情報の提供方法も多様化しており、もっとわかりやすく消費者に働きかけをするという事業者の責務というのがあるのではないかという発言であった。

それには、格差があるという表現だけでは、ちょっと弱いというご主旨なのか、あるいは、事業者あるいは事業者団体の責務のところ、もっと強調すべきというお話になるのか、その議論は、またこのあとに。

委員：食品の偽装表示にしても、それが内部告発によってはじめて発覚するというのではなく、そういう不正のない企業活動をしているという情報が出せばいいのではないかと考えている。

会長：たぶん、この審議会で議論が余り深まらなかった所は、事業者にもいろいろあり、その責務の果たし方について、細かい議論はできていないということがあり、いまのご指摘はそこにもかかわってくるという気がする。ところが、今日は、事業者団体のご出席がお一人ということもあり、細かい展開はしにくいと思う。

今のご意見の主旨は、企業活動にしても、消費者に対していい情報をどんどん出せば、事業者側にも有利になるのではないかと。そういう側面があるので、それをむしろ強調しておいたほうがいいのではないかという主旨にも聞こえたので、そういう理解とさせていただきます。

事業者に対して一方的に責務はこうだというだけではなく、事業者団体といったところが消費者に対して正確な、より高度な情報を出すことによって企業活動の促進、積極的な展開にも資するのではないかというご指摘だった。

委員：消費者と事業者の格差の是正について一番最後に、「その格差を出発点としてとらえるものである」ということであるが、今の意見からも「出発点」でいいのかと、もう少し前に始まっているのではないかと。より強力な内容での表現が必要ではないかというご意見ではなかったかと思う。

基本的な考え方の項目なので、具体的な内容については、たぶん後ほど出てくるかと思うが、法制度の準備が進められている消費者団体訴訟制度に向けた出発点として、たぶん確認されるのではないかと思う。よりさらに前進した制度というものが必要ではないかと思う。

会長：昭和43年から消費者保護基本法という指摘もあり、今頃出発点でいいのかという話になるのかということで、今後を考える現時点でも、やはりこれがまだ出発点になっているのであれば、表現の問題でもあるが、認識の問題でもあろう。いろいろ施策は行ってきたが、まだこの格差が残っており、非常に大きな問題として残っており、これは当然の前提にしなければいけないという主旨での出発点だろうと思うが、余り、単に出発点と書いたのでは、その意味が見えにくいのではないかというご指摘だろうという気がする。

委員：10ページの(3)「事業者の責務」の最後のところで、「積極的に消費者の信頼の確保に向けた取り組みを進める必要がある」という文言について、安全性の確保という点では理解するが、信頼性は「構築」していくものではないかと思う。一方的に確保されるものではなくて、事業者と消費者の間で構築していく、消費者が自立を求められるのであれば、事業者は信頼性を作っていくことに責務があるということをも明記したほうが、両方の役割がわかっていいのではないかと思う。

会長：今ご指摘の「事業者の責務」と書いて、行政からの視点から見ると、消費者の信頼を事業者は確保しなさいとなり、従来からの言い方と変わっていないということであり、ていねいに書いてもらうとすれば、事業者は、消費者との間で互いに信頼を、「構築」していくというふうを書くべきではないかと。行政が相互関係を見

るということになる。事業者と消費者の相互関係をきちんと見たうえで、その間で信頼をつくるということなので、「確保」ではよくない。認識のレベルで、重要なご指摘ではないかと思っている。そのように書くと、あとの連携の話にストレートにつながっていくということにもなり、抽象的な表現だが、そういったところが大事なところがあるかと思う。

委員：細かい課題については、規則で具体的につながるということか。

会長：このできあがりのイメージが、私もよくわからないが、報告素案を修正し、その後報告書がまとまった段階で、しばらくのあいだ、県の消費者政策の基礎になる。その考え方を制度に落とし込んだのが条例であり、ただ、条例レベルでは、具体的な動きが見えない場合があって、それは条例にもとづいた規則になるという、三段構えのものだろうと思う。

ただ、もう一つは、基本計画を策定する話が前回から出ている。消費生活について、たとえば消費者団体や事業者団体に、何らかのイベントを行うなどの具体的な取り組みを行うとか、それに県が何がしかのお金を出すということになれば、それは基本計画に落とし込むもの、また規則段階に落とし込むものと、計画段階で具体化するものに分かれてくるだろう。

委員：とすると、全体的な感じで、「第3今後の消費者政策のあり方について」という文章においては、それぞれのいま言われた部分についても関連を見ながら、そこで包括されるものがこの報告書になればいけないということになるのか。

会長：この報告書で全然触れられていないことがら、具体化されるというのは、社会的に緊急的な問題で、社会的合意があるということであれば、問題ないが、行政が権限を行使できるというのは、法律による行政、条例による行政という原則があって、社会的合意を背景にした規範化されたものでないと、行政は縛られないということになる。だから、消費生活に関する部分で重要な問題点がこの報告文面から落ちているというのは、やはり深刻な問題になってくるといえる気がする。

委員：ただ、それを具体的なかたちで解決するかどうかは別として、かなり今の消費生活の点での問題点は書き込む必要がある。解決方法はともかくとして、問題点は書き込んでおく必要があり、それを具体的な、いくつかの解決方法があった場合に、呈示するという枠組みになるわけか。

そうすると、いくつかの具体例、重要な問題点は触れられていると思うが、少し細かい部分についても問題があるように思う。たとえば「消費者契約法」の中に出てくる約款の定義等であるが、少し問題になっているのは、消費者は、取引きに入る前に約款を家に持ち帰って見たいと言っても、契約する場でないと渡さないと、そういう事例があったりする。そういうことも少し契約の適正化のところ、約款をできるだけ消費者にあらかじめ見せることにすると、経費の問題もあるが、ホームページへアクセスできるとか、そういうことが少しあるだけでも、かなり違うのかなと思う。

そういう消費者トラブルに関わって、基本的なところで問題点として挙がっているようなことを、少しプラスして書き込むと、条例にはある程度書くとするが、今後の基本計画、あるいは施策あたりで展開しやすいようになるかと思われる。

会長：「第1 消費者を取り巻く環境」にかかる部分は、今日は時間の関係で逐一紹介してもらってない項目で、現代型紛争を抽象的に書かれているが、いまのご指摘は、もっと具体的に書いておいたほうが良いという主旨が一つ、それから、私の印象では、この第1のところは、最近の問題をずっと書いてあるが、ただ、昔からある消費者トラブルも、継続している問題があるだろうと思うので、その部分について、従来型の約款の話などは、現代型なのか昔からある問題なのか。

委員：昔からある問題だが、現代化もしている。

会長：そのあたりの認識は難しいが、約款を明確に見せずにごまかしていたとか、約款がそもそもわからなかったというような話は、非常に古典的な紛争でもあるだろうという気がするが。

委員：「消費者契約法」ができて、さらに不正化しているということである。

会長： だから、この「第1 消費者を取り巻く環境」のところで、いまのご意見は、かなり指摘されているが、1点は、昔から継続しているトラブルと最近増えたトラブルという認識の差異がわかるような表現が少しいのかなと思う。今のご指摘は、もう少し具体的な問題点を挙げておいたらどうかということであるが、体裁の問題として、報告書で割合大きいところを押さえてわかりやすくするという一面と、細かく書くことで正確にはなるが、一般に見て非常にわかりにくくなるという問題が起こってくる一面があり、その点をどう扱うかという問題である。

委員： バランスの問題であろう。現状で解決できていない問題があると思うので、もしそれがピックアップできるのであれば、いい機会であり、その中で重要なものを指摘してもらって、それを課題として入れておくことがいいと思う。

会長： 事務局との打ち合わせでは、この素案にはできるだけ注釈をつけるような形にしたいということで、データや抽象的に指摘してあるところの具体的な問題を、注釈の形で少し入れたいという話は聞いている。

委員： 今日、資料を見て、すぐに意見を表明するのは難しいが、7ページで、保護から自立の支援へという点から、やはり県による消費者教育、あるいは啓発の充実とか、あるいは地域、学校、社会、職場等いろいろな立場で消費者教育を充実するという文言を織り込んだほうがよるしいのではないかと。

8ページで、「(3)消費者の特性への配慮」の項目で、特性に配慮するだけでいいのかと思う。特性に配慮するだけではなくて、やはり啓発の充実が必要ではないのかと思った。「3 消費者の権利」であるが、こういう表現方法で、それなりに消費生活の基本的な需要が満たされ、健全な生活環境が確保されている表現になるのか違和感を感じた。10ページの「(1)消費者の役割」について、当然、教育を受けるということは、消費者にもそれなりに学んでもらう必要があるという点も、記入したほうがいいのではないかと。あるいは、消費者にもっと環境に配慮した消費行動を送るという、そういう点も何か記述してほしい。次に「(3)事業者の責務」について、ひとことで言えば、消費者の立場に立った対応を行うということが必要である。こういう点から、県が実施する施策や対応策にも協力をするべきであるという文言を入れるべきではないかと思う。次の11ページの「(4)事業者団体の責務」についても同じように、県が実施する施策などに、事業者団体として、協力していくという文言を入れるべきではないかと思う。次に「(6)消費者・事業者・行政の連携」について、消費者、事業者、行政の連携も必要であり、それぞれの役割や責務を積極的に果たすために、独立して盛り込む必要もあるのではないかという思いがする。消費者と事業者、行政の連携もさることながら、行政が互いの交流を促進するなり、促進に合わせて交流の機会の確保を図ることも必要ではないかと思う。

会長： まず、今日素案をお見せして意見を頂くのは無理だという点は、重々承知の上であるが、後日、別紙にてご意見・修正案をできるだけ提出いただくようお願いしたい。

今のご意見は啓発の重要性というご指摘であるが、啓発の面については、次に事務局から説明いただく情報提供の充実や、消費者教育の充実などという部分になるかと思うので、またそこでご議論をいただきたい。

消費者、事業者、各団体等の責務・役割のところ、これはもう少し具体的な関わり方を示したほうがいいのではないかとのご意見とうかがった。特に、11ページの「(6)消費者・事業者・行政の連携」は、さらっと書いてあるので、たとえば事業者が何か展開するとき、行政の役割として、もう少しこんな点を入れたほうがいいのではという指摘ができるようになればいいのかと思われる。

この素案は、全体的に、わかりやすく書いてあると言えばわかりやすく書いてあるが、あっさりとして書いてあると言えばあっさりとして書いてあるという点があって、その点、もっと目に見えるような形で、こんなことを入れておいたほうがいいのではないかとのご指摘が、今かなりあったのではないかと思う。さらにご意見を承りたい。

委員： 政策的な問題だが、消費者教育の充実という部分になるが、そこに財政的な支援をしていかなければいけないと思う。

相談窓口で、きちんとした紛争解決ができ、それがメディアに載るといのは、消費者啓発・教育にとって有効である。こういう形でルールができたという感じで提供できるので、そのあたりをどのように考えていったらいいのかと思っている。

特に、「権利」という点を強調すると、おそらく権利というものは、侵害されないがしるにされた時に、それをただちに回復できるという部分であるが、基本的には権利というものが重視されるということは、その回復が速やかに図られることである。素案に書かれているのは、少し抽象的、理念的な権利であるが、法的な救済構造

の中では、そういう消費者被害を速やかに、裁判でなくてもいいわけであるが、回復するという点に重点を置くというのは、今回の議論の中では、十分な配慮をすべき部分ではないかと思っている。そのあたりの連携も、頭の中に入れたいといけない。

議題3

素案「第3 今後の消費者政策のあり方」

素案「第4 消費者行政の推進体制」について(事務局説明)

委員：2点気になるが、まず1点目は、第2章の「基本的な考え方」で事業者と事業者団体に「責務」と書いているし、法律でも明記していると思うが、この第3章の「今後の消費者政策のあり方」のところで、事業者・事業者団体の責務という面がすごく薄いように感じる。

16ページの「(1)商品・サービスの安全性の確保」の記述では、余り感じられない。事業者・事業者団体が後始末をする面ばかり書いていて、その全体に関わる私たち消費者が欲しい商品・サービスの安全といった点を提供するという、その前提条件がないような気がした。

次ページの「(3)消費者取引の適正化」でも、首部のところで薄く、4段落目の「一方」という所で「事業者および事業者団体においても期待される」となっているが、これは「期待される」という言い回しではなく、責務として捉えていただきたい。以上1点目は、事業者・事業者団体の責務の点が弱いと思った。

2点目は、16ページの2の「(1)商品・サービスの安全性の確保」に、この安全のなかに含まれるものというのが、私はもう少しあるという気がする。ここに「消費者の生命、身体、財産」、最後の部分で「食」という点の記載はあるが、商品・サービスの中で、環境への負荷も私たちの将来において、生命、子どもたちの生存自体が危ぶまれることにつながるので、環境の視点も安全性の確保の中には入ってくるし、事業者は環境に配慮した商品やサービスの提供もしっかりとしていただくということを守っていただきたいので、この安全性の確保のところは、もう少し様々な点を考慮して記述し直してほしいと思った。

会長：「第2、事業者の責務」というのは、理念的な部分では書いてあるが、具体的な施策の部分では、浅い記述になっているという指摘であるが、その点、少し検討がいるというのは、ご指摘のとおりだと思う。また、安全性も、生命、身体、財産というのが挙がっているが、環境も含めてもっと広く考えられるのではないかとご指摘であった。

実は、この環境の視点については、別途資料3を準備しており、当審議会では、環境に関する問題点を、これまで取り上げてこなかった。それで、少し従来の本県の条例のあり方等との関係で言うと、環境に関する部分を少し検討したほうがいいのではないかとということで資料は作ってもらった。時間の関係で、今日は踏み込めないかもしれないが、「消費生活条例」においても環境について、滋賀県の他部署の取組みと同様に、少し強調した位置づけをしておく必要があるというように、事務局と私で考えてきたので、今のご指摘の中でもあったように、たとえば安全とのからみで、環境問題はもう少し積極的に見ていく必要があるというのは、ご指摘のとおりかと思う。

私の思いであるが、消費者教育について、今までの議論の仕方からすると、消費者が自ら学習するという面と、与える形のニュアンスの違いが若干ある。教育とか啓発というのはそのとおりであるが、それだけでいいのかという点が気になる。消費者教育の充実はもちろんそうであるが、消費者の学習する機会という面も、一緒に併せて表現しておいたほうがいいのではないかと感じた。それから、学校等における消費者教育の推進と、「社会人の」というタイトルでいいのかと思う。学校の対極だから社会人には違いないが、社会人でいいのかというのが気になる点である。批判を言うのは簡単だが、表現するのはなかなか難しいところかとは思っている。

委員：13ページであるが、情報提供を促すという点があったが、最後に、迅速な情報提供だけではなく、先ほど公表という話もあったが、公表を可能にする具体的なシステムも策定しないといけないのではないかとと思う。

16ページの「2 消費者の自立の基礎となる安全・安心な消費生活の確保」のタイトルは、「消費生活の安全・安心・安定および向上」と表現したほうがいいのではないかとと思う。

19ページであるが、消費生活相談員の位置づけを明確にし、安定する必要があるのではないかとと思う。同ページの一番下に、行政も含めて、関係機関との連携の強化というの、つけ加えておくのもいいと思う。

会長： では、ご意見を承ったので、検討していく。

18ページに「3 消費者被害の適正な救済」のタイトルがあるが、項目は「消費生活相談の充実」しかない。救済ということになれば、相談で埒があかない場合に、これは難しいが「行政法」の境界となると、そういうのは行政相談に全部まとめてしまい、それ以上のものではないが、相談と公表や調停など一番最後に書いてあることとは、たぶん少しレベルが違う話になる。具体的な対応の仕方が違う話になり、できれば項目を分けて、一般的な相談の部分と、県が行政の権限を背景に、具体的にこうすべきであるとか、あるいは名前を公表するといったような領域踏み込みの点については、少し分けて書いておいたほうがいいのかという気がしている。検討してみよう。

いろいろ指摘をいただいたが、それぞれ、最終的な報告書では生かしたい。

委員： 県の役割のところでも、連携を見直すという点が何度も出てきていると思うが、誰と何をどう連携するのかということが、表やチャート図になっていると一目でわかり、この報告書も全部、体系立てて読むことができる。

プレーヤーは全部出てきているので、そのプレーヤーが責務は何で、権利は何を持っていて、県はどこで何を連携して、連携がうまくいかないときはどういう処理をするのかという図を示していただきたい。

会長： 私も同感であった。連携という場合に、アクタープレーヤーが出て、輪のような連携のイメージなのか、それともお互いに交差する連携なのかという、それぞれのイメージがたぶんいるのだろう。

だから、抽象的な意味では、連携はみんな大事だという。では、誰とどこまでがどういう話ができるのかということまで、少しフレームダウンした話をしておけばいいという感じがする。難しい話ではあるが、答申のレベルでは、それは思い切って書いたほうがいいのかという気がしている。

条例では具体化できるものと具体化できないものは、極めて明確に出てくるので、その時点では、実現可能であるとか、相手方の動きであるとか、いろいろ引きずられこともあるが、答申レベルでは、このイメージくらいはちょっと持っていたほうがいいのかは少し感じている。

委員： でも、中心的なアクターは決まっているので。

会長： 行政と消費者、消費者団体、事業者と事業者団体。あとは、パイプレーヤーとしての学校などの教育機関などが挙がると思う。

委員： 県は警察との連携などが挙がってくる。

会長： 行政という中の県と市町との関係なども挙がってくる。

委員： そこが大切であろう。

会長： 余り細かく書くのは無理だが、大まかな、一番大きな連携のできそうなこと、しなければならないことというのは、ちょっとイメージ像が書けたら書いたほうがいいのかという話である。

委員： 17ページに、「消費者被害の未然防止と拡大防止のため、不当な取引行為による被害が重大な場合において、当該事業者名や違法行為の内容などを消費者に公表するしくみについて検討し、実施すること」という記載があるが消費生活審議会の苦情処理部会で行われている経過とか、そういうことについては、斡旋が不調であったとか、斡旋解決できたとかいう結果について、情報提供はされているのか。

事務局： 苦情処理部会での斡旋調停については、今まで事例がなかったが、今素案の中でも、19ページに斡旋について、「制度の活用が図られていない現状であり、その円滑な運営に資するために、運用のあり方を検討すること」と記述があり、検討をしていかないといけないと書いている。その中で、情報提供についても、考えていかなければいけないと思っている。

委員： それにちょっと関連するが、公表としておくと重大な場合に限定するのかということである。先ほど会長からも、公表という手段をどう位置づけるか。救済なのか、それとも事前予告なのかという、どのラインに位置づけるかという問題があるが、公表自体は、透明性を高くして、たとえば消費生活センターに苦情が寄せら

れたという情報、そのデータを蓄積して、県の情報であるとして公表する。事業者名を公表するかどうかは、次の問題であるが、やはり苦情が挙がってきているということは、一つのデータであり、公表の段階でのハードルをできるだけ下げたほうが、大量被害を防止するにはいいのではないかという気がしている。

ですから、どういう位置づけで公表していくのか。事業者名については、容疑がかなり固まった段階でやるのか、それともその前の段階でグラデーションがあると思うが、その公表という手段の使い方というものを、うまく使うことによって、そのあたりの対処ができるような気がする。

その位置づけは、先ほどから議論が出ているように、まだ充分ではないし、我々もまだ充分議論していないが。

会長： 消費者被害の適正な救済として、相談が起こっているというのを社会的に情報提供していく面と、たぶんこの業者のこういう事実が原因なのだと公表する段階とに分かれてくるので、それをどういうふう整理して制度化するかというのが報告にあがってくるはずである。一応議論はしたはずであるが、この報告書の段階でどのように表現するのかということになると思う。

0 - 157のときに、カイワレ大根が原因でたと公表すると、業者が具体的にかなり特定できてしまう。その後、実は原因がそれほど明確でなかったということになり、国家賠償で負けるということになると、県が負けるという話にもなるので、そういう議論を含めて考えていくと、けっこう微妙な話である。ただ、おおまかな考え方は、少しここで書いておいたほうがいいのだろうという気はする。

委員： その情報の扱い方であろう。こういう苦情が寄せられて、100件、200件と苦情件数が上がっていくと、どういうことが起こっているのかという事実を我々消費者がリアルタイムで知ることは、当然のことではないかと思う。

会長： 私が気になったのが、純粹に表現の問題であるが21ページの下から5行目の、「社会経済情勢の変化…」の表現は、国、他の都道府県の連携だけにかかる話ではないので、なぜここだけにこの表現が出てくるのか気になった。たしかに「国や他の都道府県との連携の強化を図り」といきなり書くと、何となく収まりが悪いので枕詞をつけたいという、こういうのを書くときによくわかるのであるが、これは全部にかかる話だろうと思う。こういう文章を書いていると、無味乾燥な文章になるというのがあるが、そういう表現上の問題等を、少し見る余地もあると思う。その他今の問題に関わり、何かあれば、ご意見を。

今日素案を出していきなり意見を言うのは非常に難しいと話しておきながら、それでもかなり重要なご指摘をいただいたと思う。じっくり読んでいただいて、3月中旬くらいまでに、事務局のほうに意見をお出しいただきたい。

滋賀県は環境先進県だといわれてきて、自他ともに認める県政を展開しているが、今回の消費生活に関する政策の検討では、この環境部門について特に取り上げて議論していなかったという、若干の反省が出てまいり、その点を少しまとめてみたということであり事務局から簡単に説明を。

議題4

「消費生活と環境」について(事務局説明)

会長： 先ほど、安全性の中身との関係で環境への配慮という指摘があったが、いまの説明では、滋賀県の環境総合計画体系のなかの6つ目の、資料では1ページの下から2つ目の丸に「確実な環境配慮の実践」という部分が、この消費生活の部分に直接関わるであろうという位置づけで、それに具体的な施策を見ていく説明があった。

課題としては3点あり、この課題の部分を環境問題との関係でどこに入れ込むのかという、素案に対する表現上の問題というか、素案のなかでどこに表すのかという問題が少し出てくるという気がしている。そうすると、素案の16ページの「消費者の自立の基礎となる安全・安心な消費生活の確保」のところの、「(1)商品・サービスの安全性の確保」の中に入るのか、(1)の後に新たに環境に関する項目を起こして書くのか、そういう部分があるのかという感じがしている。

また、「(1)商品・サービスの安全性の確保」だけで語れるのかどうかというのは少し難しく、もう少し広い話になるのか。環境教育であるとか、ある意味では連携のところに関わってくることがあるから、そのあたりを収まりのいいところにどこかに案を入れて考えないといけないと思っているが、今日のところは引き取らせていただく。

今の点も含め、ご意見をまたペーパーなり、事務局のほうに電話なり、提出いただければありがたい。

委員： 答申のところ、財政的な支援という点をしっかりとこういった施策をやっていくときに支援というのは、我々がやはり言うべきではないかと思う。
やはり、これだけかなり強化していくという上に予算がつかないと、ほとんど変えられない、絵に描いた餅になりかねない部分もあるので、その点はどうなのか。

会長： 審議会では、もう少し思い切って言ったらどうかというのが委員のご指摘であろう。先ほど、消費生活相談員の身分の安定という意見があったが、財政的な裏付けがないと無理な話で、少なくとも委員会、審議会の段階では、それはちゃんと言うべきではないかというようなことだと思う。
特に推進体制の確立のところ、いろいろ書いてあるのが、一番肝心なところがそれで書けていないのではないかと私も感じている。
お金にからむ話は、中で他部局であるとか、具体的なイメージを見るとなかなか言いにくいのかなと思うが、そこをもう少し思い切って書いておいたほうがいいかもしれない。財政という言葉を使うかどうかは別で。
書き方の表現はこのようにして、主旨としては強調しておいたほうがいいだろうというか、強調しないことには、動きが取れないのではないかという気がする。

委員： 先ほど出た環境の安全面をまとめるというのは、「第3今後の消費者政策のあり方」の中に入れるのであれば、その前の基本的な考え方の中にも、それは設けたほうがいいと思う。

会長： ご指摘のとおり、具体的な施策として位置づける前に、基本的な考え方できちんと位置づけておけというような話になるということである。
事務局と相談して、原案のところではもうちょっと詰めさせていただきたいと思っている。

委員： 先ほどの財政的な配慮のところ意見なのですが、県のなかで消費生活に関する施策というのは、どうも次元が高いか低いかという言い方はよくないが、余り予算措置的には講じていただけていないように、いままでも感じていた。というのは、見方が保護的な後づけの施策でいいという考え方だったのであるが、今回の答申では、官から民への流れで、県民がこれから活力を発揮していくためには、当然この施策が必要であって、金が見つからないのはおかしいではないかという、もう少し次元を変えた見方で書いていただければいいのではないかと。それが見つからないかは別にして、財政のほうと、そういうふうにもっと積極的に、ここを支援しないと滋賀県の底上げにならないという見方が共有できるようなものを作っていただければと思う。

会長： いまの言い方は、ちょっと違った言い方をすれば、今まで権限をふるって規制だけしておけばすむという話だったので、そうではなくて、人も口も手も出さないと消費者行政は動かない部分があるという話になってくるといふこと、この背景としては、その金があるんだということになるのですが、そのあたりを品よく表現したいという話だと思う。

さまざまなご意見をいただき、まだ足りないかと思うが、かなり重要なご指摘があり、それを受けて、また素案をブラッシュアップして、より良いものにしたものをご提示したいと考えている。
最後に、今後のスケジュール案について、その前に並行してやっているワーキンググループの会合というのがあり、前回1度開催し条例案の出だしのところの議論が伯仲したが、一応、法律的に詰めるという案で検討をはじめている。それを並行して、全体のスケジュール案について、資料4について事務局説明を。

議題5

「スケジュール(案)」について(事務局説明)

会長： 条例の制定、それから計画の策定までの流れである。スケジュールであるが、一番の問題は、報告書の取りまとめがあと1回ですむのか、若干自信がないが、これは今後いろいろな意見をうかがって、また検討したいと思っている。素案の文章、今日出して意見をたまわるといふ、けっこう乱暴なやり方ではあったが、内容にかかわって貴重な意見をたくさんたまわることができて、実りが多かった審議会ではなかったかと思っている。これで本日の審議は終わりたい。